



くらしのガイド 市や国、道からのお知らせ

くらしと 住まい



指定給水装置工事事業者・
排水設備工事指定店の解除
をします

▼事業者・指定店 新晃設備工業(株)
▼問い合わせ 水道G (☎855510)、下水道G (☎859052)

指定給水装置工事事業者・
排水設備工事指定店の住所
が変更しました

▼事業者・指定店 創栄設備工業(株)
▼変更前 室蘭市日の出町2丁目21番12号
▼変更後 室蘭市日の出町1丁目5番4号

▼問い合わせ 水道G (☎855510)、下水道G (☎859052)

9月の粗大ごみ収集

申し込み (有登和清掃 (☎80200))
※土・日曜日、祝日を除く9時～17時。
※電話番号のかけ間違えに十分注意ください。

地区	収集期間	申込期間
中央町	9月3日(月)～ 9月8日(土)	8月20日(月)～ 8月31日(金)
千歳町	9月10日(月)～ 9月15日(土)	8月27日(月)～ 9月7日(金)
青葉町、緑町、 鉾山町、川上町	9月17日(月)～ 9月22日(土)	9月3日(月)～ 9月14日(金)
カルルス町、上 登別町、登別温 泉町、中登別町	9月24日(月)～ 9月29日(土)	9月10日(月)～ 9月21日(金)

※粗大ごみは、1品ごとに『ごみ処理券(1枚160円)』を張って出してください。
(1回につき5品まで)

問い合わせ 環境対策グループ
(クリンクルセンター内)
☎852958

指定ごみ袋等取扱店と
クリーンチケット取扱店の指定
セブンイレブン登別若草町店
(若草町)

室蘭警察署 (☎460110)
からのお知らせ

ワンドア・ツーロックの励行を
8月は、夏休み、お盆などで家を空ける機会が増えますが、玄関や窓には、2カ所以上に鍵をかける『1(ワン)ドア・2(ツー)ロック』を励行しましょう。

登別市火災予防条例の一部 を改正しました

『危険物の規制に関する政令』の一部が改正され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が、消防法上の第1類の危険物に追加されました。危険物を貯蔵または取り扱うときは、数量により消防法または登別市火災予防条例の規制を受けます。消防法に基づく規制は、政令で必要な経過措置が設けられています。また、登別市火災予防条例に基づく規制は、必要な経過措置を条例の附則に設けました。

この条例は、7月1日から施行されています。

※詳しくは、消防本部のホームページをご覧ください。

▼問い合わせ 消防本部総務G (☎859611)

問い合わせ 市民サービスグループ
(☎851855)

◎住民基本台帳カードを転入先でも 継続して使用できます

住民基本台帳カード(住基カード)を持っている方が他の市区町村へ引っ越しするときに、住基カードを返納する必要がなくなり、引っ越し先でも継続して使用することができます。

転入手続きのとき、住基カードを転入する市区町村へ提出し、継続利用の手続きを行ってください。

外国人住民の住基カードは平成25年度から取得できるようになります。

住民基本台帳法が改正されました (平成24年7月9日施行)

◎外国人住民の住民票が 作成されました

- ・中長期在留者などの外国人住民に住民票が作成されました。
- ・日本人と外国人で構成される世帯にも、世帯全員が記載された住民票の写しの発行ができるようになりました。
- ・外国人住民が引っ越しする場合は、日本人の場合と同様に転入・転出・転居などの手続が必要となります。

株式会社SRテクノ
再資源化工場

第3期管理型最終処分場

産業廃棄物を資源に。
ここは、すべてが生まれ変わる場所。

R&E 株式会社
アール・アンド・イー

本社 / 登別市富浦町223-1 TEL(0143)80-2233 FAX(0143)80-2232
札幌事業所 / 北広島市大曲工業団地4-4-1 TEL(011)370-3232 FAX(011)370-3233

産業廃棄物収集運搬業許可 第00110098348号(道) / 産業廃棄物処分業許可 第00140098348号(道)
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 第00150098348号(道) / 特別管理産業廃棄物処分業許可 第00180098348号(道)

広報のほりべつに掲載する広告を
募集しています
政策推進G (☎856586)